

「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事 試行要領

1 はじめに

建設業における労務賃金改善に関する取り組みを促進するため、日本下水道事業団が発注する工事において、総合評価落札方式において評価項目とすることを試行する。

2 試行内容

(1)対象工事 JS が総合評価落札方式で発注する工事を対象とする。

- ・一般競争参加資格の認定工事種別：一般土木工事、建築工事
- ・総合評価方式：施工計画審査型、技術提案審査型

(2)評価の方法

次の 1) 及び 2) の両方とも満たす場合は、総合評価落札方式における企業の能力等の評価として加点を行う。なお、全て自社施工を予定している元請企業の場合においても、1)及び2)の両方とも満たす場合は同様に加点を行う。

1)「労務費見積り尊重宣言」の公表

「労務費見積り尊重宣言」を公表していることが確認できる資料（様式指定なし）を提出する。宣言を公表していることが確認できる資料は、次の①又は②のいずれかとする。ただし、公表していることが確認できる資料は、下請企業への見積り依頼に際して労務費（労務賃金）を内訳明示すること及び自社名を明示して宣言を公表していることが確認できること。なお、特定JVは代表者のみの公表でよいが、経常JVは全ての構成員がそれぞれ公表している場合にのみ評価する。

①ホームページやアカウント無しで誰でも閲覧可能なSNS等で公表している場合においては、「当該URLが記載された掲載ページの写し」を提出する。

②第3者が閲覧できる場所（会社入口や廊下等）に掲示している場合においては、「実際の掲示環境写真及び掲示資料の写し」を提出する。

2)下請企業への見積り依頼に際して労務費（労務賃金）を内訳明示することの誓約書競争参加資格確認申請書提出時に誓約書（様式-20-1）を提出する。

（経常JVまたは特定JVの場合は、JVとして提出する。）

(3)履行確認の方法

工事完成時に、主任監督員が下請企業から元請企業への見積書（以降「見積書」という。）に労務賃金（労務賃金）の内訳が明示されていることを確認する。確認の対象となる見積書は、1次下請契約額上位1位の企業に加え、下請金額4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上の1次下請契約の企業の見積書とする。（当初契約及び改定契約を含む。）工事完成時に、主任監督員が履行の確認ができない場合は、工事成績評価について-3点の減点を行う。

3 記載例

(1)特記仕様書

第〇条「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事

本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。

実施については、「「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事 試行要領」及び
「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し
実施するものとする。

(2)入札公告文・入札説明書

本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。

その他、「「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事 試行要領」による。

(3)総合評価落札方式への記載例

企業の能力等で評価を行う。

評価項目	評価基準	点数
「労務費見積り尊重宣言」 促進モデル工事	「労務費見積り尊重宣言」を公表し、下請企業 への見積り依頼に際して労務費（労務賃金）を 内訳明示する取組を誓約する	1.0
	上記に該当しない場合	0.0